



歴史・文化・自然に恵まれた環境で、御社の新しい一步を



奈良県 NARA Investment Environment Guide 企業立地ガイド

令和3年度 優遇制度 編



奈良県



©NARA pref.

奈良県の充実した優遇制度一覧

	名 称	概 要（要件等の詳細は各頁を必ずご確認ください）	頁
1 補助金	■企業立地促進補助金	対象：製造業の工場・研究所を立地する企業 要件：固定資産投資額（土地を除く）が100億円以上かつ県内新規常用雇用者100人以上 かつ市町村から立地に関する支援を受けるもの 補助内容：固定資産投資額の10%等 補助金額：最大20億円	02
	■企業活力集積促進補助金	対象：製造業の工場・研究所を立地する企業、本社機能・特定の物流施設を立地する企業 要件：固定資産投資額（土地を除く）が5億円以上かつ県内新規常用雇用者10人以上等 補助内容：固定資産投資額の10%等 補助金額：最大10億円	03
	■企業定着促進補助金	対象：製造業の工場・研究所を県内に立地しており、県内立地後20年以上経過 かつ県内の常用雇用者50人以上の企業 要件：機能強化経費（土地を除く）が10億円以上（中小企業5億円以上）かつ地域経済牽引事業 として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの等 補助内容：固定資産投資額の10%等 補助金額：最大1億円	04
	■情報通信関連企業立地促進補助金	対象：情報通信関連企業（情報通信業系、コールセンター系） 要件：地域経済牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受け たものかつ業種毎に定められた県内新規常用雇用者数を超えること 補助内容：オフィス賃借料に対する助成 上限1,000万円/年等 補助金額：最大10億円	05
	■地方拠点強化促進補助金 （地域再生法に基づく優遇制度）	対象：常用雇用者が100人以上の営利企業、知事が認める非営利の学術・開発研究機関 要件：固定資産投資額（土地を除く）が2,000万円（中小企業1,000万円）以上 かつ県内新規常時雇用者10人（中小企業5人）以上 補助内容：固定資産投資額の10%等 補助金額：最大1億円	13
2 税制優遇	■法人税等の課税の特例 （地域未来投資促進法に基づく優遇制度）	要件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が2,000万円以上 支援内容：機械装置等…50%特別償却（最大）、5%税額控除（最大） 建物等…20%特別償却、2%税額控除	07
	■不動産取得税等の課税免除 （地域未来投資促進法に基づく優遇制度）	要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超） 支援内容：建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地（取得後1年以内に着工した ものに限り）の取得にかかる不動産取得税等を免除	07
	■奈良県独自の企業立地促進の ための法人事業税の軽減	要件：総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上（移転に伴う場合は、建築面積が 3,000㎡以上増加することが必要）かつ県内新規常用雇用者10人以上 支援内容：取得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減（最大3億円）	12
	■オフィス減税 （地域再生法に基づく優遇制度）	要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額が2,000万円以上 （中小企業1,000万円以上） 支援内容：（移転型）建物等の取得価格に対し、特別償却25%または税額控除7% （拡充型）建物等の取得価格に対し、特別償却15%または税額控除4%	13
	■雇用促進税制 （地域再生法に基づく優遇制度）	要件：当該適用年度中の法人の特定業務施設の雇用者増加数が2人以上であること等 支援内容：雇用者増加数に応じ、税額控除→（移転型）新規雇用者数1人あたり90万円等、 （拡充型）新規雇用者数1人あたり30万円等	13
	■不動産取得税の 課税免除及び不均一課税 （地域再生法に基づく優遇制度）	要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額が3,800万円以上 （中小企業1,900万円以上） 支援内容：建物の用に供する家屋とその敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに 限る）の取得に対して課される不動産取得税を（移転型）課税免除、（拡充型）10分の1に軽減	13
	■【過疎地域】 特別償却、事業税 及び不動産取得税の軽減	対象区域：五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、明日香村、吉野郡（大淀町除く） 要件：取得価額の合計額が事業の区分に応じ定める額以上のもの等 支援内容：（特別償却）割増償却…5年間、機械・装置等…32%、建物等…48% （事業税）3年または5年間課税免除、（不動産取得税）課税免除	15
	■【半島振興対策実施地域】 特別償却、事業税 及び不動産取得税の軽減	対象区域：五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村 要件：資本金1,000万円以下の場合→取得価額500万円以上等 支援内容：（特別償却）割増償却…5年間、機械・装置等…32%、建物等…48% （事業税）3年間不均一課税、（不動産取得税）不均一課税	15
	■【関西文化学術研究都市】 特別償却及び不動産取得税の軽減	対象区域：奈良市の一部、生駒市の一部 要件：研究所用施設取得額が2億円又は3.5億円以上等 支援内容：（特別償却）機械・装置等…12%、建物等…6%、（不動産取得税）不均一課税	15
3 金融支援	■日本政策金融公庫による融資 （地域未来投資促進法に基づく優遇制度）	貸付限度：中小企業事業…7.2億円（うち運転資金2.5億円） 国民生活事業…7,200万円（うち運転資金4,800万円） 貸付利率：設備資金：（中小企業事業）2.7億円まで特別利率①、（国民生活事業）特別利率A 運転資金：基準金利	07
	■地域未来投資促進資金【制度融資】 （地域未来投資促進法に基づく優遇制度）	貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内 保証料：0.00%（信用保証協会の保証が必要※原則として法人代表者以外の保証人は不要）	07
	■（公財）食品等流通合理化促進機構 による債務保証 （地域未来投資促進法に基づく優遇制度）	保証範囲：借入の元本、利息及び損害金の90% 保証料：元本の0.8%以内	07
	■中小企業基盤整備機構による 債務保証 （地域再生法に基づく優遇制度）	保証限度：15億円 保証割合：借入及び社債の元本の30%	13
	■県内市町村による優遇制度	県内市町村による各種優遇制度がございます。	16



奈良県の充実した優遇制度 補助金

SUPPORT

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

地域再生法
に基づく優遇制度

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

奈良県企業立地促進補助制度

県内に工場や研究所等を...



©NARA pref.

新規立地
または**拡張**

機能強化

大規模

● **企業立地促進補助金**

中規模

● **企業活力集積促進補助金**

● **企業定着促進補助金**

県内に情報通信業の事業所を...

新規立地または**拡張**

● **情報通信関連企業立地促進補助金**

大規模立地

企業立地促進補助金 最大 **20億円**

新たな雇用の創出や製造品出荷額の増加などで地域への経済波及効果が高い、大規模な工場・研究所の立地を支援します。

対象企業	製造業の工場・研究所を立地する企業
対象となる事業	着工*の日から起算して2年以内に、①～③のすべての要件を満たし操業開始する事業 ①固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が100億円以上 ②県内新規常用雇用者*が100人以上 ③市町村から立地に関する支援を受けるもの
補助金の額	限度額を20億円とし、①～④における対象額を交付 ①固定資産投資額の10% ②付帯経費の5% (付帯経費の例...埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) ③県内新規常用雇用者1人につき30万円(3年間の増加人数分) ④県内新規準常用雇用者*1人につき10万円(3年間の増加人数分)

*用語の説明はp.04を参照

中規模立地

企業活力集積促進補助金 最大10億円

雇用の創出や県内での取引拡大などで地域活性化につながる、工場・研究所等の立地を支援します。

対 象 企 業	・製造業の工場・研究所を立地する企業 ・本社機能*を移転する企業 ・特定の物流施設*を立地する企業				
対象となる事業	着工*の日から起算して2年以内に、A または Bいずれかの要件を満たし操業開始する事業 A 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上 かつ県内新規常用雇用者*が10人以上 B 常用雇用者*が100人以上 次の条件に該当する企業は、要件が緩和されています（下線部） (1) 県外から本社機能を移転する企業 A 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が<u>3億円以上</u> かつ県内新規常用雇用者が<u>3人以上</u>（※県内新規準常用雇用者*を0.5人分として算入可） B 常用雇用者が100人以上 (2) 県南部・東部地域へ立地する企業 A 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が3億円以上 かつ県内新規常用雇用者が10人以上（※県内新規準常用雇用者を0.5人分として算入可） B 常用雇用者が100人以上（※準常用雇用者を0.5人分として算入可） <table border="1"> <tr> <td>南部地域</td><td>五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）</td></tr> <tr> <td>東部地域</td><td>宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）</td></tr> </table> (3) 特定の物流施設を立地する企業 A 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が3億円以上 かつ県内新規常用雇用者が10人以上（※県内新規準常用雇用者を0.5人分として算入可） B 常用雇用者が100人以上（※準常用雇用者を1人分として算入可）	南部地域	五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）	東部地域	宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）
南部地域	五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）				
東部地域	宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）				
補 助 金 の 額	限度額を2億円とし、①～⑤における対象額を交付 ※ただし知事が特に認める場合、 ■県内新規常用雇用者数が50人以上：限度額5億円 ■県内新規常用雇用者数が100人以上：限度額10億円 （県内新規準常用雇用者を0.5人分として算入可） ① 固定資産投資額の10% ※先端成長産業*及び被災企業*の工場・研究所は5%を上乗せ ② 付帯経費の5% （付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等） ③ 雇用要件を超える県内新規常用雇用者1人につき30万円（3年間の増加人数分） ④ 雇用要件を超える県内新規準常用雇用者1人につき10万円（3年間の増加人数分） ⑤ 県外からの本社機能移転経費の50% ※上記（1）の場合				
加 算 金	南部・東部地域振興補助金（加算金） ・南部地域（五條市、御所市、高市郡、吉野郡）、東部地域（宇陀市、山辺郡、宇陀郡）に立地する場合 ■固定資産投資額 5億円以上で1,000万円を加算 ■固定資産投資額 10億円以上で2,000万円を加算（※上記限度額を超えて定額交付）				

*用語の説明はp.04を参照

県内立地による安定的、継続的な企業活動を促進するため、工場・研究所の機能強化を支援します。

対象企業	製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業 ①県内に立地後、20年以上経過している企業 ②県内における常用雇用者*が50人以上の企業
対象となる事業	着工*の日から起算して2年以内に、A または B いずれかの要件を満たし操業開始する事業  機能強化に要する経費(土地の取得に要する経費を除く)が10億円以上(中小企業*は5億円以上) ※ 機能強化に要する経費の例: 建物の改築・改修、機械装置の設置等 A かつ  県内新規常用雇用者*が10人以上 または  地域経済牽引事業として、知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの(制度の詳細はp. 07以降を参照) B  県内新規常用雇用者が20人以上
補助金の額	限度額を1億円とし、①～②における対象額を交付 ① 機能強化に要する経費の10% ② 付帯経費の5%

用語の説明

用語	説明
着工	立地又は機能強化のため、造成工事、建物の建築工事、機能強化に係る工事その他の取組に着手することをいう。
県内新規常用雇用者	立地工場等の操業に伴う新たな常用雇用者（県内に住所を有している者）、または操業に伴い県内に住所を変更した常用雇用者
県内新規雇用者	操業に伴う新たな雇用者（県内に住所を有している者）または操業に伴い県内へ住所を変更した雇用者で以下2つのいずれかに該当する者
常用雇用者	工場等における従業者のうち、雇用期間の定めがない雇用保険被保険者
準常用雇用者	工場等における従業者のうち、1年以上雇用が継続される見込の雇用保険被保険者、または労働者派遣法に基づく労働者派遣契約により派遣される者で派遣期間が1年以上の者
本社機能	企業の意思を決定し、各事業所、各部門又は企業内活動を統括・調整等の機能を有すると知事が認めるもの
特定の物流施設	社会資本（高速自動車国道等のIC（予定地を含む）、工業団地等）または卸売市場の周辺2kmの区域内に立地し、次の設備のいずれかを有する物流施設 ①物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 ②物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム ③流通加工の用に供する設備
先端成長産業	環境・エネルギー、ライフサイエンス及び情報通信に係る分野のうち、先端的な技術革新を伴う事業であって、本県産業の飛躍的発展につながる可能性があると知事が認めるものをいう。
被災企業	東日本大震災により都道府県知事が救助を行うこととなる災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の区域又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示のあった区域において、当該災害が発生した時において現に事業を営んでいた者であって、当該事業を営んでいた区域を管轄する市町村の長が発行するり災証明書、被災証明書又はそれらに代わる証明書を提出したものをいう。
中小企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。 ※製造業の場合…資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに300人以下の会社及び個人

情報通信業

情報通信関連企業立地促進補助金

最大10億円

オフィスの賃料をはじめ、人材の確保に要する経費など、充実した優遇制度で奈良県への立地をバックアップします。

補助金の要件 着工の日から2年以内に操業を開始する事業で、以下の助成要件 **1・2** すべてを満たすもの

- 1** ■地域経済牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの
- 2** ■情報通信業系・・・県内新規雇用者*数 **5人以上**
■コールセンター系・・・県内新規雇用者数 **20人以上**

(対象の業種例)

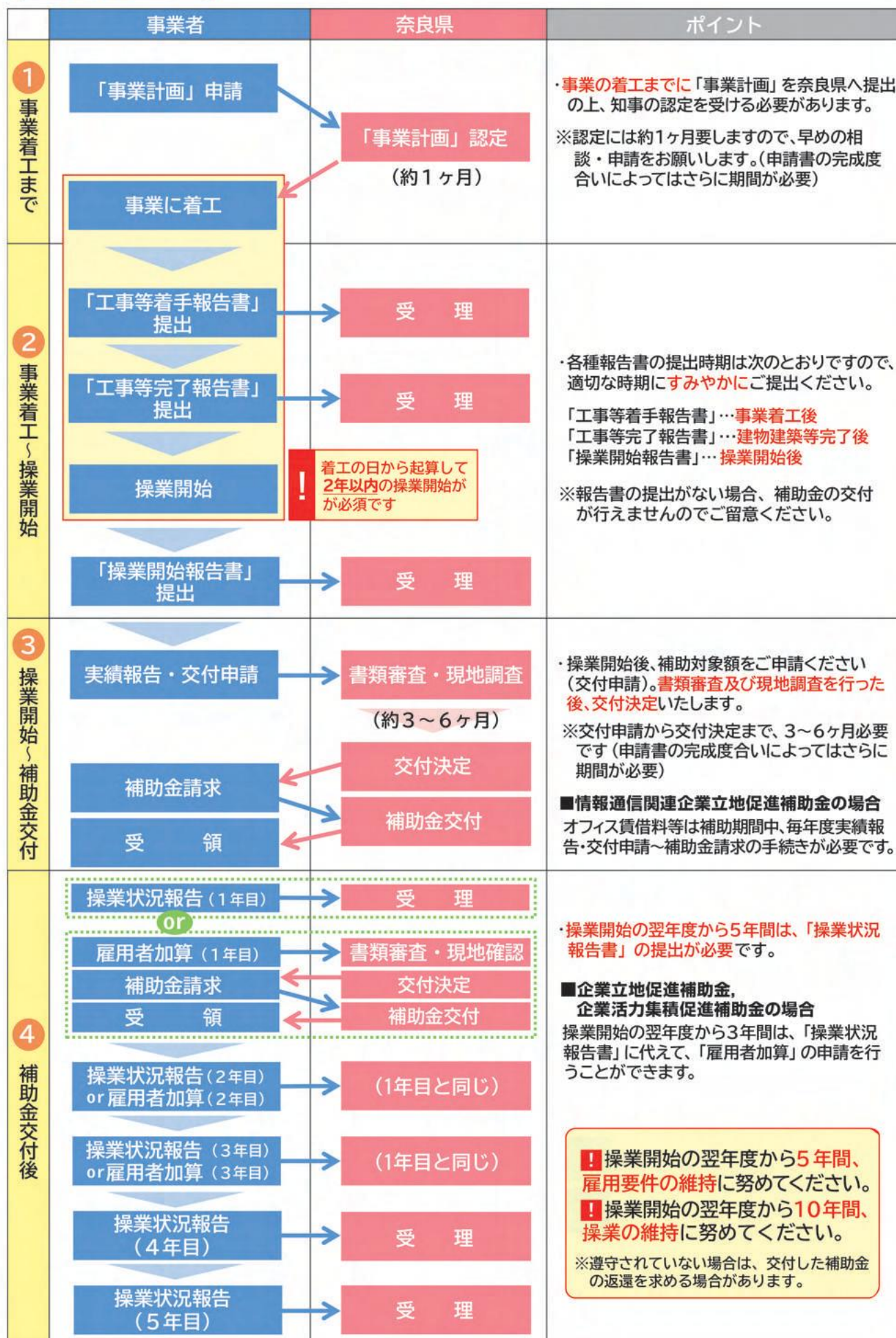
	業種	内容	業種例
情報通信業系	情報サービス業	日本標準産業分類上の「情報サービス業」	ソフトウェア業 データエントリー業 データベースサービス業
	インターネット付随サービス業	日本標準産業分類上の「インターネット付随サービス業」	ウェブ情報検索サービス業 アプリケーション・サービス・プロバイダ
	デジタルコンテンツ業	デジタル技術を活用して、コンテンツを制作する事業所	映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム
	データセンター	インターネット用のサーバやデータ通信等の装置を設置及び運用することに特化し、保守、運用サービス等を提供する事業所	—
コールセンター系	コールセンター	コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う事業所	—
	バックオフィス	経理、総務、人事、会計等の管理業務及び書類の収発、データ入力等の事務作業等の間接的業務を集約的に行う事業所	—

補助内容

補助区分	補助率	補助期間	補助限度額
①雇用に対する奨励金	新規雇用1人につき 50万円/人 ※正社員以外にも、1年以上雇用が継続される見込みの者も可 (県内に住所を有する者又は操業に伴う県内転入者)	操業から 5 年間	左記①～⑦の計で 原則 3 億円 ※ただし、知事が特に認める場合で 県内新規雇用者数が 50 人以上 5 億円 100 人以上 10 億円
②新規採用従業員 研修経費に対する助成	上限 30万円/人 (補助率 1/2) ※対象経費…講師謝金、指導者人件費、受講料、 テキスト代、教材費、会場借り上げ料等		
③オフィス賃借料に対する助成	上限 1,000 万円/年 (補助率 1/2)		
④施設建設・機器等の設備投資 に対する助成	投下固定資産額× 10% ※投資額が3,000万円以上の場合に実施	—	
⑤付帯経費に対する助成	付帯経費× 5% ※投資額が3,000万円以上の場合に実施		
⑥施設改修に対する助成	上限 1.5 万円/㎡ (補助率 1/2)		
⑦求人広告経費・人材紹介経費 に対する助成	上限 各 100 万円 (補助率 1/2) ※対象経費…操業開始後1年以内の経費		

*用語の説明はp.04を参照

申請フロー



奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

地域再生法
に基づく優遇制度

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度



地域未来投資促進法に基づく優遇制度

SUPPORT

地域未来投資促進法(※)では、「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組(地域未来投資)」を活発化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。

製造業等に加え、第4次産業革命(AI・IoT)関連分野や観光関連分野等、支援対象が拡大され、地域における経済活動を牽引する事業に対して各種優遇制度を集中投入します。

充実の支援メニュー

税制優遇

新規立地に伴い建物・機械を取得するとき

法人税等の課税の特例

法人税等に対して投資に係る
減税措置の適用

(詳しくは、p.10をご覧ください)

実施主体：国(管轄の税務署)

要件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が
2,000万円以上

支援内容：機械装置等：50%特別償却(最大)、5%税額控除(最大)
建物等：20%特別償却、2%税額控除

不動産取得税等の課税免除

土地・建物等の取得にかかる税負担
を軽減

(詳しくは、p.10をご覧ください)

実施主体：県(管轄の県税事務所)

要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超
(農林漁業関連業種は5,000万円超)

支援措置：建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である
土地(取得後1年以内に着工したものに限り)の
取得にかかる不動産取得税を免除

金融支援

中小企業が建物・機械を取得するとき

日本政策金融公庫による 融資制度

(詳しくは、p.11をご覧ください)

実施主体：日本政策金融公庫

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：中小企業事業：7.2億円(うち運転資金2.5億円)
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間：設備資金：20年以内(うち措置期間2年以内)
運転資金：7年以内(うち措置期間2年以内)

貸付利率：設備資金：中小企業事業：2.7億円まで特別利率①
国民生活事業：特別利率A
運転資金：基準金利

地域未来投資促進資金 (制度融資)

(詳しくは、p.11をご覧ください)

申込先：取扱金融機関

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内

貸付期間：設備(運設含む)資金：15年以内(うち措置期間1年以内)
運転資金：7年以内(うち措置期間1年以内)

保証：信用保証協会の保証が必要(保証料0.00%)
原則として法人代表者以外の保証人は不要

(公財)食品等流通合理化 促進機構による債務保証

食料品製造業の借入時に可能

(詳しくは、p.11をご覧ください)

実施主体：(公財)食品等流通合理化
促進機構

保証範囲：借入の元本、利息及び損害金の90%

保証期間：20年以内(施設整備資金)
5年以内(運転資金)

保証料：元本の0.8%以内

※地域未来投資促進法：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

支援対象事業の要件について（以下の 1 ～ 5 の要件をすべて満たすこと）

「奈良県未来投資促進基本計画」で定める促進区域・計画期間の範囲内で、事業者が奈良県の地域経済を牽引することが期待されるものとして基本計画に掲げる取組を行うことにより、高い付加価値と経済的効果を生み出すことが期待される事業を行った場合、「地域経済牽引事業」として各種支援メニューの活用が可能となります。

1 促進区域（奈良県全域）での計画であること

2 計画期間内に開始する事業であること

計画期間：平成29年9月29日～令和5年3月31日

※令和2年10月1日の法改正により、
地域経済牽引事業の実施期間は5年以内で、令和5年3月31日を超えて定めることが可能

3 基本計画に掲げる取組であること（①～⑥から選択）

基本計画に掲げる取組	県担当窓口
①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野	企業立地推進課
②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり	産業振興総合センター 企業立地推進課
③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野	産業振興総合センター
④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社	産業政策課
⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流	企業立地推進課
⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信	企業立地推進課

4 高い付加価値を創出する計画であること

付加価値* 増加分：3,775万円超 ※県内事業所の平均年間付加価値額（H24経済センサス）

* 付加価値＝売上－費用総額**＋給与総額＋租税公課
** 費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費



©NARA pref.

5 地域における経済的効果が見込まれること

県内事業所の売上：5%増加

支援対象となる取組例

【産業集積を活用した成長ものづくり】

金属部品加工業で蓄積した技術を生かしつつ、異分野である航空機部品工場を新規立地。



産業集積が進む五條北IC周辺

【公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野】

奈良県産業振興総合センターに蓄積する技術シーズを活用した共同研究により創出した新商品の製品化のための設備投資。



産業振興総合センターの試験機器

【特産物を活用した農林水産・地域商社】

三輪素麺のブランド力を生かした販路拡大や、柿をはじめとした特産物の地域商社等による輸出拡大等。



特産品である三輪素麺、柿

【交通インフラを活用した物流】

京奈和自動車道の整備進展や、郡山下つ道JCTの供用開始により高まってきた交通の利便性を生かし、荷さばきの自動化や、IoTを活用した管理システムを導入した高機能な物流施設の立地。



郡山下つ道ジャンクション

支援メニューを活用するには

事業に着手する前に、「地域経済牽引事業計画」の添付書類を添えて申請し、県の承認、国の確認（税制優遇を活用する場合）を受ける必要があります。

制度活用の流れ

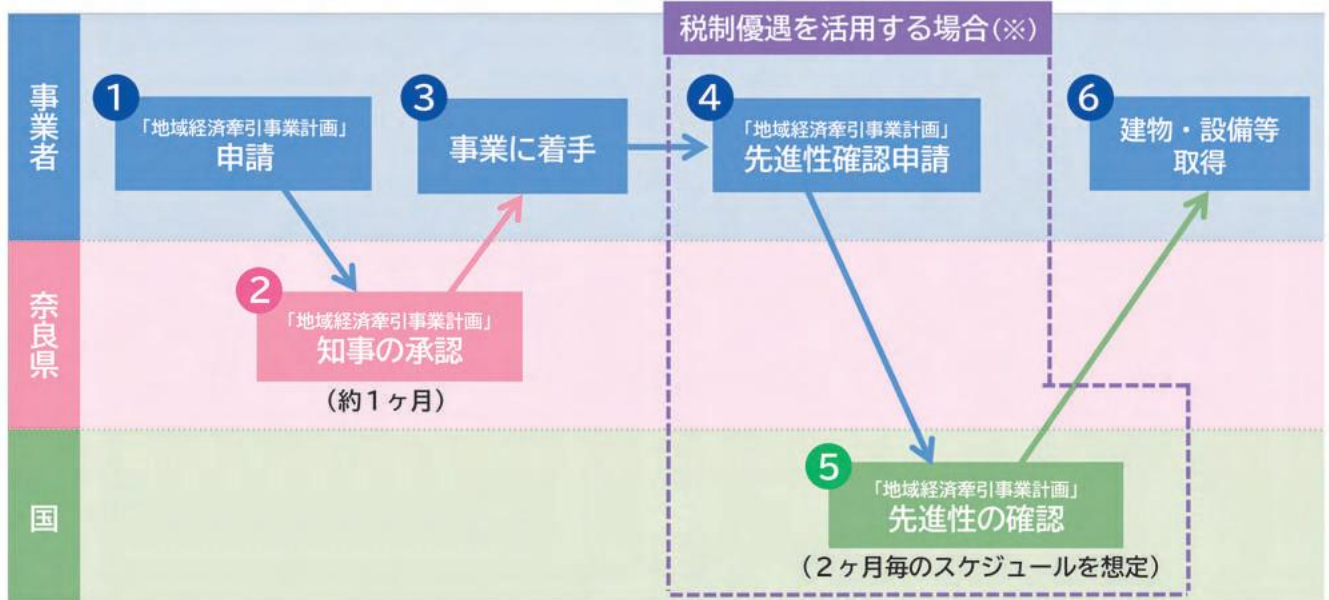
- STEP1** 「地域経済牽引事業計画」の作成、提出
- STEP2** ・奈良県知事による計画承認
・国による先進性の確認（税制優遇を活用する場合）
- STEP3** 各種支援メニューの活用（各実施主体に申請必須）

申請時の提出書類

- (1) 地域経済牽引事業計画承認申請書
- (2) 直近2期間分の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 直前2期間分の事業報告書
- (4) 定款（法人の場合のみ）
- (5) 法人登記事項証明書（法人の場合のみ）
- (6) 開発許可通知書、建築確認済証または検査済証
- (7) 平面図
- (8) 土地（建物）登記簿謄本
- (9) 会社案内
- (10) 従業員数（承認申請時の常時使用する従業員の人数）の根拠資料

申請フロー

- ・支援メニューの活用には、別途実施主体による審査があります。
- ・必ず支援メニューの実施主体に確認を行い、申請手続きを行ってください。



※税制優遇を活用する場合、建物・設備等を取得するまでに、別途国の先進性の確認を受ける必要があります。先進性の確認については、近畿経済産業局 地域未来投資促進室 までお問い合わせください。

担当窓口

知事の承認 （奈良県）

奈良県
産業政策課 TEL: 0742-27-7005
産業振興総合センター TEL: 0742-33-0817
企業立地推進課 TEL: 0742-27-8813

※取組内容によって担当窓口が異なります（詳しくはp.08を参照ください。）

先進性の確認 （国）

近畿経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部 地域開発室内）
TEL: 06-6966-6012
住 所: 〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44
最寄駅: Osaka Metro 谷町線「天満橋」駅より徒歩5分

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 税制

法人税等の課税の特例

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に沿って行う事業のうち、**国が先進性を確認した事業について**、投資にかかる法人税（個人にあつては所得税）の減税措置の適用を受けることができます。

※ 減税措置適用の詳細については、国（管轄の税務署）にご確認ください。

※ 適用期限 令和5年3月31日まで

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行う者。												
対象事業	①国に設置された「地域経済牽引事業計画先進性評価委員会」において、以下のいずれかについて先進性の確認を受けること。 1)開発又は生産する製品の先進性 2)開発又は提供する役務の先進性 3)製品の生産又は販売の方式の先進性 4)役務の提供の方式の先進性 → 〈通常類型〉 ①投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上 〈サプライチェーン類型〉 ①(1)海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造 ②(2)域内(※)の取引額の増加率が一定水準以上 (※)地域経済牽引事業を実施する都道府県内 ②計画開始から5年後において、以下の達成が見込まれること。 事業の売上伸び率(%) ≥ 過去5事業年度の当該事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5% ③事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。 ④上記③の取得予定価額が、事業者の前年度の減価償却費の10分の1以上であること。 〈上乗せ要件〉 ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること。 ⑥投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上												
対象税目	法人税 所得税(事業者が個人である場合)												
軽減措置	<table><tr><th>対象設備</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr><tr><td>機械装置・器具備品</td><td>40%</td><td>4%</td></tr><tr><td>上乗せ要件を満たす場合</td><td>50%</td><td>5%</td></tr><tr><td>建物・附属設備・構築物</td><td>20%</td><td>2%</td></tr></table> ※対象資産の取得価額の合計額のうち、1事業につき80億円を限度とする。 ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。 ※税額控除は、その事業年度の法人税額または所得税額の20%までを上限とする。	対象設備	特別償却	税額控除	機械装置・器具備品	40%	4%	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
対象設備	特別償却	税額控除											
機械装置・器具備品	40%	4%											
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%											
建物・附属設備・構築物	20%	2%											
実施主体	国(管轄の税務署) ※問い合わせ先は裏表紙を参照。												

不動産取得税及び固定資産税（県課税分）の課税免除

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業のうち、**国が先進性を確認した事業について**、取得した土地・建物に係る不動産取得税等に対して課税免除措置の適用を受けることができます。

※課税免除の適用範囲については、県（管轄の県税事務所）にご確認ください。

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って平成29年9月29日から令和5年3月31日（注）までに対象施設を設置した者
対象施設	建物、附属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円（農林漁業関連業種は5,000万円）超。 ※土地については、基本計画の同意日（平成29年9月29日）以後の取得であり、かつ取得後1年以内に着工されたものに限る。
対象事業	法人税等の課税の特例の対象事業と同じ。
対象税目	不動産取得税 固定資産税（県課税分）※3年度分に限る。
軽減措置	課税免除
実施主体	県（管轄の県税事務所） ※問い合わせ先は裏表紙を参照。

（注）期間については、令和3年6月定例奈良県議会において審議予定の内容のため、変更する場合があります。

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 金融

日本政策金融公庫による融資制度

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備資金及び長期運転資金
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
利率	設備資金 中小企業事業：2億7,000万円までは特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③（みなし中小企業者については特別利率②） 国民生活事業：特別利率A ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率C ※中小企業事業の2億7,000万円超の設備資金と運転資金は基準金利 ※国民生活事業の運転資金は基準金利
実施主体	日本政策金融公庫

地域未来投資促進資金（制度融資）

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
貸付限度	設備資金・運転資金：2億8,000万円以内 （有担保2億円、無担保8,000万円）※普通保証とは別枠
貸付期間	設備（運設含む）資金：15年以内（うち据置1年以内） 運 転 資 金：7年以内（うち据置1年以内）
利率	金融機関所定金利
担保及び保証人	・奈良県信用保証協会の保証が必要 ・担保は必要に応じて提供 ・原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料	0.00%（県が全額負担）
取扱金融機関	商工組合中央金庫奈良支店、南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、三十三銀行、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合 （順不同）

（公財）食品等流通合理化促進機構による債務保証

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う食品等製造業者等（※）の事業に対し、必要な資金の借入時に利用することが可能となります。

※食品等の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
保証範囲	① 5年以上の経営実績を有する者（一部制限あり）にあつては、借入の元本、利息及び損害金の90% ② ①以外の者にあつては、50% ※保証限度は被保険者の事業規模、必要資金額、信用力等を総合的に判断して決定
保証期間	施設整備資金 20年以内 運転資金 5年以内
保証料	借入の元本に係る保証債務の残額に対して、年0.8%以内
実施主体	公益財団法人食品等流通合理化促進機構



奈良県の充実した優遇制度 税制

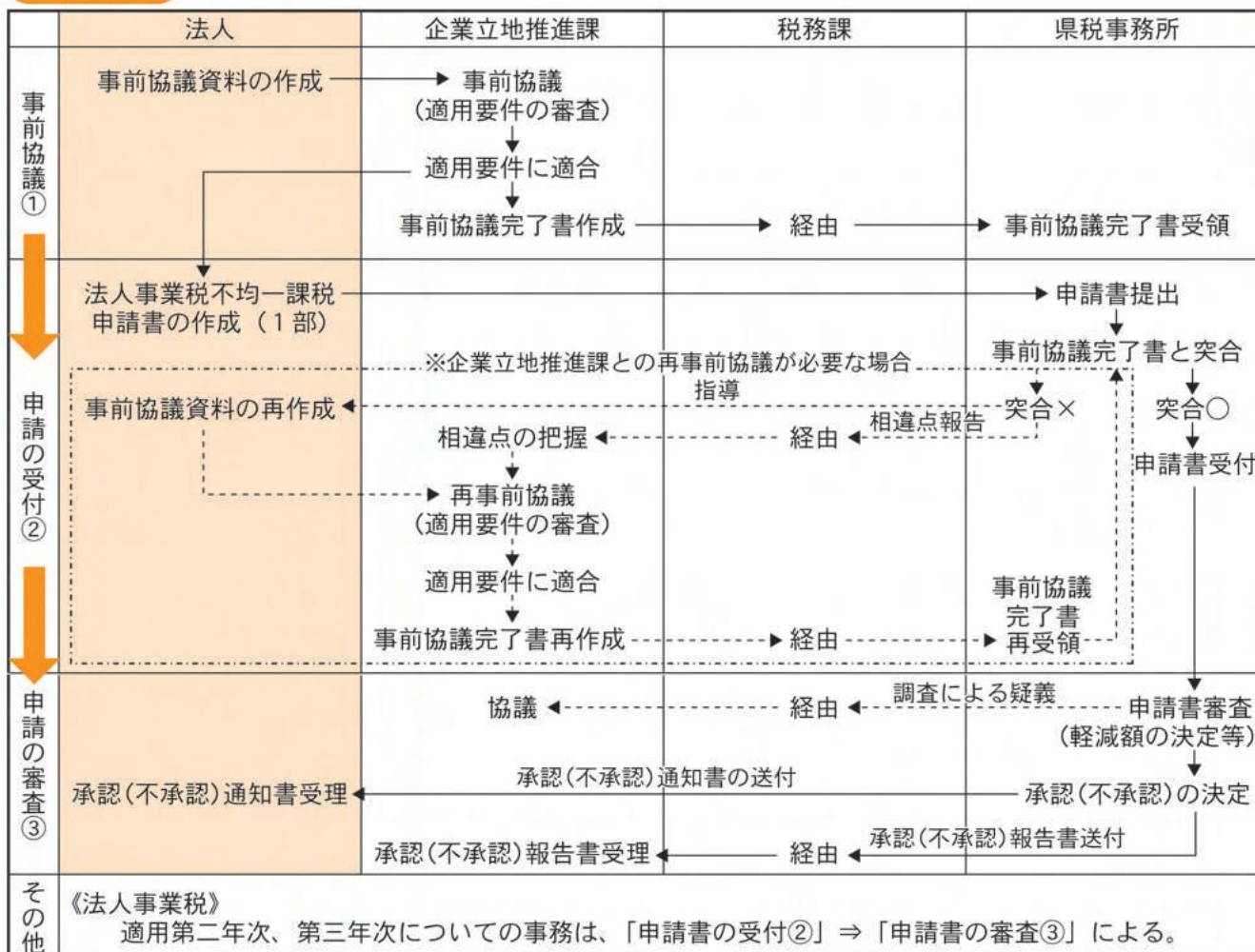
SUPPORT

奈良県独自の企業立地促進のための法人事業税の軽減

奈良県内において、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人を対象に、事業税の軽減措置（最大で3億円）を行います。

対象者	平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、用地を取得、賃借又は地上権を取得し、一定要件を満たす工場または研究所を設置した法人
要件	次の要件をいずれも満たす工場又は研究所を設置した法人 ①総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上 （移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要） ②工場又は研究所を設置したことによって、 ・新たに雇用した従業者が10人以上（雇用期間の定めのない従業者等であって、県内に住所を有するものに限る）※法人の事業年度末日現在の雇用人数 ・かつ当該法人の県内事務所または事業所において、増加する県内の総従業者の数が10人以上
対象施設	製造業の工場・研究所
対象税目	法人事業税
軽減措置	所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減 年間減税額は1億円以内（1億円×3年間＝最大3億円）

申請フロー



奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

地域再生法
に基づく優遇制度

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度



地域再生法に基づく優遇制度

SUPPORT

本社機能の移転・拡充に活用できる充実の支援メニュー

地域再生法に基づいて奈良県が策定した「奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画」において定める地方活力向上地域において**特定業務施設*（本社機能）の移転、拡充を行う場合**には、そのための固定資産投資や雇用の増加に対する税制優遇（地方拠点強化税制）や債務保証等の地域再生法による各種優遇制度の活用が可能です。

オフィス減税

特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例

実施主体：国（管轄の税務署）

要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額が2,000万円以上（中小企業者*1,000万円以上）
期間：令和4年3月31日までに知事の認定が必要※認定日の翌日以後2年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%
支援内容：移転型*：建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
拡充型*：建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%

雇用促進税制

特定業務施設の新設または増設にかかる雇用の拡大に対する課税の特例

実施主体：国（管轄の税務署）

要件：当該適用年度の法人の特定業務施設の雇用者増加数（有期雇用またはパートタイムの新規雇用者を除く）が2人以上であること。
当該適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと。等
限度額：雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の20%
支援内容：特定業務施設における雇用者増加数（法人全体の雇用者増加数が上限※上乗せ分を除く）に応じ、次の金額の合計を税額控除
移転型：新規雇用者数1人あたり90万円（50万円+上乗せ分40万円）
転勤者数1人あたり80万円（40万円+上乗せ分40万円）
拡充型：新規雇用者数1人あたり30万円
転勤者数1人あたり20万円

債務保証

（独）中小企業基盤整備機構による債務保証

実施主体：（独）中小企業基盤整備機構

要件：地域再生法に基づき、知事の計画認定を受けた事業者
信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（大企業等）
保証限度：15億円
保証割合：借入及び社債の元本の30%
保証期間：10年以内（設備資金）
資金用途：設備資金（認定計画で認められた用途）、土地取得にかかる資金
形式：借入又は社債

奈良県独自の支援施策

不動産取得税の課税免除及び不均一課税

実施主体：県（管轄の県税事務所）

要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者*1,900万円以上）
支援内容：建物の用に供する家屋とその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税を、
移転型：課税免除
拡充型：10分の1に軽減
※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る。

地方拠点強化促進補助金

実施主体：県（企業立地推進課）

対象企業：以下のいずれかに該当する事業者
①常用雇用者*100人以上の営利企業
②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの*であって非営利の学術・開発研究機関*
補助となる事業：事業者が作成し知事の承認を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された事業であって、事業着工から2年以内に、以下のすべての要件を満たすもの
①固定資産投資額（土地を除く）が2,000万円（中小企業*1,000万円）以上
②県内新規常時雇用者*が10人（中小企業5人）以上
補助内容：固定資産投資額の10%、付帯経費の5%（上限1億円）

*用語の説明はp.14を参照

支援メニューを利用するには

地域再生法による支援メニューを利用されるには、本社機能移転・拡充の取組を行う前に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を提出し知事の認定を受ける必要があります。

奈良県地方活力向上地域 特定業務施設整備促進計画

計画期間 平成28年3月15日～令和6年3月31日まで

※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定は令和4年3月31日まで

制度活用の流れ

STEP1 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の作成、提出

STEP2 奈良県知事による計画承認

STEP3 各種支援メニューの活用
(各実施主体に申請必須)

申請時の提出書類

- (1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書(移転型又は拡充型)及びその写し
- (2) 法人の定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合)
- (3) 直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該年度末の財産目録(これらの書類が無い場合は、準ずるもの)
- (4) 貸金台帳または雇用者名簿

支援対象事業の要件

(以下の 1 ～ 5 の要件をすべて満たすこと)

1 支援対象地域内であること

※奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画で定められた「地方活力向上地域」が対象です。
(「移転型」対象地域、「拡充型」対象地域があり、それぞれ町丁目地番単位で詳細に指定されていますので、計画されている地域が対象地域であるかについては、事前にお問い合わせください)

2 特定業務施設*の移転・拡充に係る事業であること

3 計画期間内 (平成28年3月15日～令和6年3月31日) に実施する事業であること

4 整備する特定業務施設において従業員数が5人(中小企業者2人)以上増加すること

5 風俗営業等で無いこと → 製造業、小売業、旅館業等、幅広い業種の本社機能等整備が対象

用語の説明

用語	説明
特定業務施設	「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所。いわゆる本社機能。
中小企業者	「特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例」「不動産取得税の課税免除及び不均一課税」においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される者をいう。ただし、「地方拠点強化促進補助金」においては、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定される者をいう。
移転型	東京 23 区から地方活力向上地域(移転型対象地域)に本社機能を移転する場合(例) ・東京 23 区に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域に新社屋を建設し本社を移転。 ・効率的に研究開発成果を量産に結び付けるため、同社の主力生産工場がある奈良県内の地方活力向上地域に研究所を建設し、東京本社から研究開発機能を移転。
拡充型	地方活力向上地域(拡充型対象地域)において本社機能を拡充(東京 23 区以外の地域からの移転に伴う拡充を含む)する場合(例) ・従前から県内の地方活力向上地域(拡充型対象地域)に本社を置く企業がその本社を増築し、本社の業務に従事する雇用者を増加。 ・東京 23 区以外に本社を置く企業が県内の地方活力向上地域(拡充型対象地域)に移転し、本社の業務に従事する雇用者を増加。
常用雇用者	雇用保険被保険者であって、期間の定めなく雇用されている者
県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの	本県の特性を踏まえ、他地域に比較して集積が進んでいる、又は他地域に無い産業であって研究開発を促進することによって主導的地位を確保することが期待できるもの ①創薬、生命科学研究施設 ②文化財保存技術
非営利の学術・開発研究機関	日本標準産業分類において「L71」(学術・開発研究機関)に分類されるものを設置する大学、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人
常時雇用者	雇用保険被保険者であって、以下のいずれかに該当する者 ①期間の定めなく雇用されている者(常用雇用者) ②一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者



特定の地域で活用できる優遇制度税制

SUPPORT

過疎地域

(注) 令和3年6月定例奈良県議会において審議予定の内容のため、変更する場合があります。

対象区域	五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、明日香村、吉野郡（大淀町除く）
要件	取得価額の合計額が事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの等 ①製造業・旅館業 ・個人、資本金5,000万円以下の法人 → 取得価額：500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下の法人 → 取得価額：1,000万円以上 ・資本金1億円超の法人 → 取得価額：2,000万円以上 ②情報サービス業等・農林水産物等販売業 → 取得価額：500万円以上
支援内容	特別償却 5年間 機械・装置等：32% 建物等：48%
	事業税 3年または5年間課税免除
	不動産取得税 課税免除

半島振興対策実施地域

対象区域	五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村
要件	資本金：1,000万円以下 → 取得価額：500万円以上 資本金：5,000万円以下 → 取得価額：1,000万円以上 資本金：5,000万円超 → 取得価額：2,000万円以上
支援内容	特別償却 5年間 機械・装置等：32% 建物等：48%
	事業税 3年間不均一課税（1/10）
	不動産取得税 不均一課税（1/10）

関西文化学術研究都市

対象区域	奈良市の一部、生駒市の一部
要件	・研究所用施設取得額が2億円以上又は3.5億円以上 ・建設計画の達成に関する国土交通大臣の証明 等
支援内容	特別償却 機械・装置等：12% 建物等：6%
	不動産取得税 不均一課税（1/10）